



®

令和4年
(2022年) 3月10日(木)

No. 15610 1部377円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9(木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3535-5347

近畿支部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4

(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <https://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆著作権管理団体に関する公法学的考察(上) (1)

☆商標審査を約2倍の速度で! SPEED UP! (7)

著作権管理団体に関する公法学的考察(上)

新潟大学法学部

准教授 宮森 征司

1 はじめに

本稿では、著作権管理団体について公法学(行政法学)の観点から検討を行うことを試みる。伝統的な見方によれば、著作権法が著作者の権利を保護するものであり、私法に分類されるものであるため、行政規制のあり方を中心に論ずる公法学(行政法学)

の観点に基づく検討は、あまり馴染みのないものかも知れない。しかしながら、著作権法が著作権者の権利保護のための法であると同時に、文化の発展のための法でもあるとすれば、そこには、著作権を基軸とした権利のロジックのみならず、一定程度、政策目的(公共政策)の観点が介在することは不可避であるし、またそうであるべきではないかとも思われる。



特許業務法人

創成国際特許事務所

SATO & ASSOCIATES

会長弁理士 佐藤 辰彦*

代表所長弁理士 加賀谷 剛

副所長弁理士 酒井 俊之

弁理士 松井 茂*

弁理士 渡辺 暁*

弁理士 千木良 崇

弁理士 船本 康伸*

弁理士 岡崎 浩史

弁理士 塩谷 享子

弁理士 宮尾 武孝*

弁理士 鈴木 俊二

弁理士 四野宮隆紘

弁理士 瀬川 浩一

弁理士 塚原 一久

弁理士 渡辺 良幸

弁理士 名塚 聡

弁理士 大澤 豊

弁理士 高野 信司

弁理士 大橋 勇

弁理士 山崎 隆*

弁理士 野崎 俊剛*

弁理士 日置 康弘

弁理士 白形由美子*

弁理士 藤村 明彦

弁理士 徳川 和久*

弁理士 大沼加寿子

*付記弁理士(特定侵害訴訟代理)

〒160-0023 東京都新宿区西新宿6丁目24番1号 西新宿三井ビル18階

TEL 03(5324)9810

FAX 03(5324)9820

URL: <http://www.sato-pat.co.jp>E-mail: office@sato-pat.co.jp